北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 32 号　2019 年 4 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

除幕前のプレートと遺影の左右に座る赤いバラを持った遺族と関係者。右から山本勇治さん（山宣次男・浩治氏の長男＝民医連京都九条診療所長）、井出美代さん（山宣次女、96歳）、永島梓さん（山宣の曾孫＝井出美代さん次女・史子さんと結婚した永島民男・全国私教連委員長の長女、高校教師）、上野正博さん（旧千代田山宣会事務局長、93 歳）

国家権力犯罪を許すな！

『山本宣治終焉の地（光榮館跡）ー軍国主義の時代、国民弾圧の治安維持法に反対した唯一の代議士。1929 年（昭和 4）年 3 月 5 日夜、定宿の光榮館があったこの地で右翼暴漢の凶刃により、39 歳の生涯を閉じる』――。

神田神保町の一角に千代田区が設置した山本宣治終焉の地記念プレートにはこう記されている。山本宣治没後 90 年・生誕 130 年となった 3 月 17 日、180 人が参加して東京山宣会主催の除幕・献花式が行われた。

東京山宣会作成の資料によると、暗殺された 1929 年 3 月 5 日、山宣は国会で治安維持法の死刑追加に反対する予定の演説を封じられたあと、西神田尋常小学校（現在は西神田コスモス館）で開かれた東京市議会議員候補・中村高一の応援演説を行った。しかし5分後、警察官に「弁士中止」とさえぎられ、やむなく中断、あとを大山郁夫に託して、そこから歩いて 10 分ほどの定宿・光榮館に向かった。夕食中に訪ねてきた右翼、七生義団の黒田保久二と話し合いの中で突如、頚部を刺されほぼ即死状態になりながら、なお暗殺者の襟を離さず追いすがり心臓を刺され、二人して2階から階段を転げ落ち、山宣は絶命、39 年 9 カ月の生涯を閉じた。黒田は逃走した。

京都府宇治にある山宣の墓碑には、刺殺される前日、大阪農民組合の演説で最後に言った**「山宣ひとり孤塁を守る　だが私は淋しくない　背後には大衆が支持しているから」**の一節が、大山郁夫の揮毫で刻まれている。（2、3面に「戦争に反対した人々を圧殺した治安維持法と山宣」）

山本宣治の闘い抜いた生涯と時代背景は、安倍政権の暴走が国家権力犯罪となって現出している現在への警鐘であると受け止めた。　（福島　清）

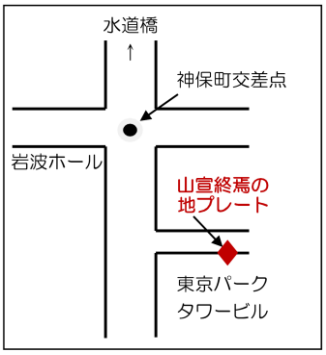

千代田区神田神保町１の１０３
東京パークタワービル北側

戦争に反対した人々を圧殺した治安維持法と山宣

（パンフ『山本宣治―反戦平和を貫いた生涯』東京山宣会編から）

治安維持法制定とその目的

明治時代の自由民権運動や大正デモクラシー運動など進歩と革新を求める国民の運動を引き継いだ労働者と勤労市民は、天皇制警察の激しい弾圧に抗して、自由と平和、民主主義と選挙権を要求してたたかい、1925(大正 14)年 3 月 、普通選挙法を制定させました。しかし被選挙権 は 30 歳以上、選挙権は 25 歳以上の男性だけで、女性の参政権は認めず、大資本家や特権官僚、不在地主だけが選挙権と被選挙権を有していた時にはなかった「戸別訪問禁止規定」が導入されるなど、極めて不十分なものでした。

治安維持法は、普通選挙法が制定されたその年の 4 月、普通選挙法が制定されたことにより財産も地位もない国民が選挙権を得ることになり社会不安が増大する、したがって国民をよりきびしく取り締まる必要がある、という理由で作られた凶悪な法律です。

第一条

① 国体モシクハ政体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ、10 年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

② ②前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

という規定が主要な柱で、天皇制批判と大企業や大地主など特権階級に反対する言論を含むいっさいの活動を監視し弾圧することにありました。制定当初は全文 7 条でしたが、改悪に改悪をかさね、敗戦の 1945(昭 20)年 10 月に廃止された時には、3 章 65 条に膨れあがり、最高刑は死刑に引き上げられ、予防拘禁の規定が盛り込まれていました。この法律の第6条(改悪後の 15 条)は、「前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減軽又ハ免除ス」という自首減免規定です。これはスパイや密告を奨励する規定で、特高警察はこれを乱用して日本共産党の中にスパイを潜入させ、 スパイの手引きで多くの幹部と党員や支持者の弾圧をほしいままにしました。

治安維持法による日本共産党への大弾圧と山宣

治安維持法による最初の弾圧は、1926(大正 15)年 1 月の京都学連事件です。京都で、38 人の全日本学生社会科学連合会(学連)の学生が逮捕されました。山宣はこのとき家宅捜索を受け、同志社大学の教師を追われます。山宣は治安維持法による最初の犠牲者のひとりだったのです。

京都学連事件から 2 年後の 1928(昭和 3)年 3 月 15 日、日本共産党に治安維持法による大弾圧が加えられ、全国で約 1600 人が検挙、484 人が起訴されました。有名な「3.15 事件」です。この年の 2 月におこなわれた普通選挙法による最初の総選挙で、労農党は 19 万票を獲得し京都 2 区から立候補した山宣ら 2 名が、その他の無産政党も 6 名が当選しました。支配層はこの選挙結果に驚き、日本共産党壊滅を謀り 、逮捕した犠牲者に言語に絶する拷問を加えました。この年の治安維持法による弾圧犠牲者は、3426 人にのぼりました。

山宣、天皇制警察の拷問の実態をきびしく追及

天皇制警察の残忍な拷問を、小林多喜二は小説『一九二八年三月十五日』で告発しました。山宣は、警察の惨酷な拷問の実態を克明に調査し、1929(昭 4)年 2 月 8 日に開かれた帝国議会衆議院予算委員会第二分科会で厳しく追及しました。その一部を紹介します。

「……更に重大なる問題に関して当局の御注意を喚起したいと思うのであります。それは彼の共産党事件に連座いたしまして、所々の警察署において取調べを受けた被告あるいは被疑者の受けた待遇であ ります。これは地方的には私が今具体的に持っております実例は、福岡県、あるいは大阪府、兵庫県、京都府、あるいは北海道函館、札幌あるいは東京という風な所で殆ど全国にわたっておる例でありますが、無責 任な讒誣(ザンブ=他人を陥れるため事実をまげて悪く言うこと)でないという証拠に、二、三の例を申します。

函館におきまして被告となりました福津正雄という人間は、函館警察署におきまして混凝土（コンクリート）建の洗面所か浴室のような所に、冬の寒空に真裸で四つ這いにさせられて、そうして取り調べに従事した刑事は、お前は労働者だから北海道の労働運動をするんだというので四つ這いにならせて、竹刀で殴って混凝土の上を這い廻させた。そうして『もう』と言えと言うて『もう』と言わせ、あるいは其床を舐めろと言って床を舐めさせた。それで、三、四十回もつまり混迷に陥るまで竹刀で哀れなる青年の尻を叩いて、走り回らせたという例が函館の裁判で現れて参りました。

それから静秀雄という被告は、これは又竹刀で繰り返し殴られて、そうして自分はすでに悶絶した。不図、眼が覚めたら枕許に茶碗に線香が立ててあった。即ち責め殺したものと思った人間が、流石に死んだ者の怨みが怖いか冥福を弔う為に、その死体と見られた者の枕辺に線香を立てて置いた、そういう風な実例が多くあります。用いられた道具は、例えば鉛筆を指の間に挟み、あるいはこの三角型の柱の上に座らせて、そう

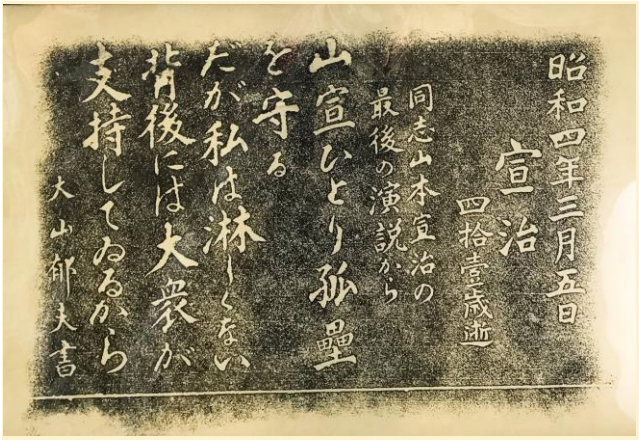

京都府宇治市にある山本宣治墓碑の裏に刻まれたこの一節を官憲は許さずセメントで塗りつぶした。そのたびに心ある人々の手で掘り返された。それは七たびにもわたったという。長野県には上小農民組合連合会建立の山本宣治記念碑がある。山宣は今なお生き続けている。

してその膝の上に石を置く、あるいは足を縛って、逆さまに天井からぶら下げて、顔に血液が逆流して、そうして悶絶するまでうっちゃらかして置く、あるいは頭に座布団を縛り付けて、竹刀で殴る。あるいは、胸に手を当てて肋骨の上を擦って混迷に陥れる。あるいは又生爪を剥がして苦痛を与える、というような実例がいたる所にある。

福岡においてあるいは大阪におきまして、あるいは北海道において、被告が口を揃えていうたことが偶然暗合している。 どう暗合しているかと云うと、取調べの任に当たった人間はいつも顔見知りの高等係ではなくして泥棒や掏摸を相手にしている司法係や治安係という腕節の強い人間がそこのところに来て言うには、この取調べに当たってお前方三、四人殺したところで上司は引き受けてくれる。昭和の甘粕だからうんとやるというようなことを言うてやった。

これが偶然の暗合であるならば甚だ奇妙なことでありまするが、もしそういう風な事例が全国的に出たとするならばこれは由々しき大事でありまして、政府それ自身が、行政警察規則何条でありますか、親切丁寧にすべしということを自ら蹂躙しているというようなことで、この事実を聞いた弁護士は政府がかくの如き非合法的なる犯罪捜査の方法を今なお用いるならば政府それ自身がこの事件に関する公訴権を放棄したものと見ることができる、故に無罪であるとまでに論告した程の実例があったのであります。これに関して私の話に関する当局の御意見は如何であるか」

秋田清内務省政務次官は、「わが国は明治大帝以来大御心が国民の上に極めて優渥である、又責任ある政府者はその大御心を体して蹇々匪躬（けんけんひきゅう）の節を尽くしておりまして……」と、天皇の名においてそのような事実はないと否定する始末でした。（議事録は、宇治山宣会発行『山宣』第 18 号所収）

山宣ひとり天皇制反対 治安維持法廃止を主張

労働者は直ちに「3.15」弾圧に立ち向かって日本共産党の再建のために活動しました。すると政府はさらに厳しく弾圧するために、その年の６月、大日本帝国憲法(明治憲法)第八条による緊急勅令で治安維持法を改悪しました。改悪の柱は「国体ヲ変革スルコトラロ的トスル結社」と「私有財産制度ヲ否認スルコトヲロ的トスル結社」を切り離し、刑罰を死刑又は無期懲役と重罰化し､「結社ノ目的ノタメニスル行為ヲ為シタル者」を処罰する規定(目的遂行罪)を加えて、弾圧の対象を大幅に拡張しました。７月には特高警察を全都道府県へと拡大しました。

大日本帝国憲法

第八条（緊急命令権　帝国議会の承諾権）

① 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ代ルベキ勅令ヲ発ス

② 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スベシ若議会ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

山宣はこの緊急勅令により改悪された治安維持法の事後承諾案が審議される 1929(昭 4)年 3 月 5 日の帝国議会で､治安維持法反対の演説を準備しました。演説の原稿には『帝国主義戦争反対、 天皇制廃止、 皇室・寺社・地主の土地没収、18 歳以上の男女に普通選挙権を与えよ』など日本共産党が掲げている主張を盛り込み、一万字をはるかに超すもので、絶対主義的天皇制に真っ向から反対し治安維持法廃上のために命を賭けてたたかう決意が込められていました。真の勇気とは、いかなる恐ろしさにも立ち向かって対決する精神だと思います。

国家権力犯罪に時効はない！

宮澤･レーン･スパイ冤罪事件も同じだ

山本宣治終焉の地記念プレートは、ささやかです。しかしこれを実現した東京山宣会はじめ関係者の努力は大きな意義があると思います。国家権力は自らが犯した弾圧・犯罪を決して認めないばかりでなく闇に葬り去ろうと画策しますが、決して時効はないのです。現安倍政権はそれに加えて、嘘・隠蔽・改竄という人倫に悖る行為をして恥じません。「事務局たより」第 31 号で紹介したように、北海道大学もまた「宮澤・レーン事件は終了済」と風化させているようです。

「われらが山宣」に加えられた国家権力の弾圧に対して、没後 90 年の今もなお、絶対に時効にしてはならない、風化させてはならないと意気高く活動している東京山宣会、宇治山宣会、長野山宣会、大阪山宣会に敬意を表して、特集しました。　　（福島　清）

裁判官が異例の判決延期

植村裁判東京訴訟で報告集会

植村裁判東京訴訟は、３月 20 日判決と決まっていたが、裁判官の不可解な口頭弁論再開の異例対応によって判決は延期となった。この日午後、日比谷図書館コンベンションホールで「報告集会」が開かれた。

穂積剛弁護士は「結審後の弁論再開は判決を左右するような新たな証拠が出た場合などにありうるが、今回は裁判官が被告側に吉田清治問題に関する朝日新聞第三者委員会報告を新たな証拠として提出するよう求めた。これは異例だ。推測だが札幌地裁判決のように被告が捏造とした真実相当性を立証する証拠としてこれを使おうと考えたのではないか。裁判官忌避を申し立てているが却下される可能性が大きい。口頭弁論が再開されることになる」と報告した。

続いて新崎盛吾元新聞労連委員長の司会で、ジャーナリストの青木理さんと東京工業大学教授で「週刊金曜日」編集委員の中島岳志さんが対談した＝写真上。青木さんは 1990 年代に共同通信記者として取材した大阪では、大阪読売はじめ事件報道と在日コリアン差別問題などで躍動していたが、現在は変質していると提起した。

中島さんは植村さんに対する「捏造記者攻撃」の歴史的背景を詳しく解説。特に青木さんの著書「安倍三代」（朝日新聞出版、2017 年刊）を紹介して、安倍首相の生い立ちと歴史修正主義的かつ強権政治ごり押しの経過と背景について説得力ある提起を行った。ジャーナリストと歴史研究者の事実に即した分析と不当な攻撃は許さないとの揺るがぬ決意に感銘を受けた。

札幌訴訟弁護団は、４月 25 日 14：30 から第１回口頭弁論が始まる札幌高裁控訴審では、断固勝利を目指すと報告した。「植村隆名誉回復差裁判を支援する会」の上田文雄・前札幌市長は、植村裁判勝利のために訴訟関係費用カンパを訴えた。

最後に植村さんが不当な捏造記者攻撃に対して断固闘い抜く決意を表明するとともに、経営危機下にある「週刊金曜日」の社長として努力していること、さらに日本と韓国の学生の交流活動を組織化していることを紹介した＝写真下。良い報告集会だった。

（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉜

国家総動員法 81 年

権力の理不尽を正当化する始原

81 年前の４月１日、国家総動員法が公布された。当時の新聞でさえ「政府は何でも勝手放題にやれるといふどえらい法律である」（『報知新聞』）と論評した。だが「権力の理不尽は理不尽ではない」との刷り込みがたちまち多数派となっていく。その時生まれた人々はまだ 81 歳、理不尽な始原と共に歩んだ現役の人生の中にある。この日を「歴史」に納めてはいけない。

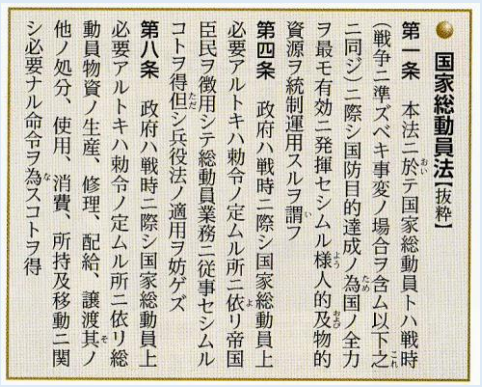

国家総動員法【抜粋】

第一条　本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第八条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

当時の議会答弁で、杉山陸相は「単に軍事の充足のみならず国民の生活を庇護し経済の運用を円滑ならしむるため本法を制定する……これをもって国民の自由権利を束縛することは毛頭考へていない」と断言している。これまた 80 後の国会答弁の始原といえ、実際には、軍機保護法、治安維持法の抜本拡大、国防保安法から戦時刑事特別法と理不尽化が進み、国家による冤罪を正当化する基盤が固められていった。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。